

羽村市告示第 106 号

羽村市多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則

を公布する。

令和 8 年 6 月 12 日

羽 村 市 長 橋本弘山

羽村市規則第 27 号

羽村市多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則

羽村市多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則

羽村市多機能端末機による証明書等の交付に関する規則（平成29年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

第2条第2号中「個人番号カード 行政手続」を「個人番号カード等 行政手続」に改め、「第2条第7項に規定する個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

第5条第1項各号列記以外の部分及び第6条第1項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

付 則

この規則は、令和8年6月14日から施行する。